

監査委員 告示 第 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 2 月 5 日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

2. 監査等の対象

福祉子ども未来部全課及び清水沢保育所の財務に関する事務及びその他の事務
(令和 4 年度の定期監査時から令和 5 年度の定期監査時まで実施したもの)

3. 監査等の着眼点

令和 5 年度監査実施方針に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査等の実施場所及び日程

対象課内及び清水沢保育所内、令和 5 年 11 月 9 日(木)～同年 11 月 20 日(月)

6. 監査等の結果

財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、契約関係で特に地方自治法施行令及び市契約規則に基づく随意契約については、前年度 90 件（内 1 者見積 44 件）から今年度 66 件（内 1 者見積 44 件）と 24 件減となったが、1 者見積による随意契約の割合は 17.8 ポイント増の 66.7%となった。契約件数が減となった要因は、新型コロナウイルス関連の物件供給契約（新型コロナワクチン接種促進キャンペーン、子育て家庭応援パック事業等）が減少したためである。なお、随意契約の主な契約は、塩竈市新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託（その 4）、令和 5 年度塩竈市被災者見守り・相談支援事業委託、令和 5 年度塩竈市障がい者等相談支援事業業務、令和 5 年度地域活動支援センター事業業務委託などである。

今後は事業の性質・内容等から競争入札に付することが可能なものはないか検討され、契約の公平性、透明性の保持に努められたい。

また、財務や服務に関しては日付の記入もれなどの単純ミスが見受けられたが、一方では支払い事務をチェックする表を作成し、複数人でのチェックを行うなどの努力も見られた。今後もこのような取り組みを行い、チェックの徹底を図ってもらいたい。